

# 山梨県天然記念物保護管理マニュアル (樹木・樹叢)

令和8年8月

山梨県

## 目 次

|                            |    |
|----------------------------|----|
| はじめに .....                 | 1  |
| 1 本県の天然記念物の現状と課題 .....     | 2  |
| 2 天然記念物(樹木・樹叢)の管理にあたっての考え方 |    |
| 3 日頃の取組 .....              | 3  |
| (1) 文化財的価値等の確認             |    |
| (2) 経年変化の把握                |    |
| (3) 観察と記録                  |    |
| ア 樹勢・樹形                    |    |
| イ 健康状態                     |    |
| ウ 補修状況                     |    |
| エ 周辺環境                     |    |
| (4) 観察結果に基づく対応             |    |
| (5) 自然災害等への備え              |    |
| (6) 継承に向けた活用               |    |
| 4 緊急時の対応 .....             | 9  |
| (1) 安全確保                   |    |
| (2) 被災状況の把握                |    |
| (3) 被災状況の報告書               |    |
| (4) 復旧計画の策定・実施             |    |
| 5 補助金の活用 .....             | 11 |
| 6 各種届出の手続きについて .....       | 11 |
| (1) 現状変更                   |    |
| (2) 滅失及び復旧等                |    |
| 7 ナラ枯れについて .....           | 14 |
| (1) ナラ枯れ発生のメカニズム           |    |
| (2) 被害木の確認                 |    |
| (3) 対策の実施                  |    |
| (4) 補助金の活用                 |    |
| (5) その他森林病虫害               |    |
| 8 クビアカツヤカミキリについて.....      | 18 |
| (1) クビアカツヤカミキリを発見した場合      |    |
| (2) 駆除方法                   |    |
| 日頃の取組 自主点検リスト .....        | 19 |
| 関係機関の連絡について .....          | 20 |

|                        |    |
|------------------------|----|
| 災害発生から復旧までのイメージ図 ..... | 23 |
| 申請書・届出書 様式集 .....      | 24 |
| 参考・引用文献 .....          | 26 |

## はじめに

本マニュアルは、樹木・樹叢の日常的な点検・管理のポイントを中心に、点検により確認された課題への対応などについて、天然記念物(樹木・樹叢)の所有者、管理責任者等の方々に、知っておいていただきたいことを記載しています。

## 1. 本県の天然記念物の現状と課題

本県における国・県指定天然記念物(以下、「天然記念物」という。)は全部で139件あり、そのうち樹木、樹叢が107件と76%以上を占めています。そして、寺社等の樹木などは一般に公開され、昔から地域の方々に親しまれているものも多くあります。

その一方で、これらの天然記念物の樹木・樹叢(以下、「樹木等」という。)は、経年変化により樹勢が衰えたり、倒木や落枝による危険性が高まったりするなど、樹木等の維持管理に手間や費用がかかるようになっていきます。特に、台風等の自然現象は、樹木等の価値に影響を与えることがあり、県内においても倒伏(国指定天然記念物「上沢寺のオハツキイチョウ」等)の事例もあることから、災害等への備えが求められています。

また、所有者の高齢化や代替わりなどにより所有者の天然記念物に対する意識が変化するなど、天然記念物をとりまく状況が大きく変化しているところもあります。安全を確保しながら適切な保護・管理を行っていくことが課題となっています。

## 2. 天然記念物(樹木・樹叢)の管理にあたっての考え方

天然記念物の樹木等の管理にあたっては、以下のフロー図に示した「日頃の取組」が大切です。樹木等の文化的価値等の確認、経年劣化の把握等を行い、樹木等に問題が認められる場合は、保護措置等を講じるとともに、自然災害等に備えた対策を行うことも重要です。このような日頃の取り組みを継続的に行うことで、緊急時における対応にも活かすことができ、天然記念物の安全な保護・管理が実現されます。

なお、文化財保護法や県文化財保護条例において、天然記念物の所有者は当該文化財を管理することが義務付けられています。(参考1参照)

### 日頃の取組

(1)文化財的価値等の確認

(2)経年変化の把握

(3)観察と記録

(4)観察結果に基づく対応

(5)自然災害等への備え

(6)継承に向けた活用

(参考1)山梨県文化財保護条例

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第六条 県指定有形文化財の所有者は、この条例並びにこれに基づいて発する規則及び知事の指示に従い、県指定有形文化財を管理しなければならない。

2 県指定有形文化財の所有者は、特別の事情があるときは、専ら自己に代わり当該県指定有形文化財の管理の責めに任ずべき者(以下この章において「管理責任者」という。)を選任することができる。

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、県指定有形文化財の所有者は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。

4 管理責任者には、第一項の規定を準用する。

(準用規定)

第三十六条 第六条から第八条まで、(中略)県指定史跡名勝天然記念物について準用する。

### 3. 日頃の取組

まず、樹木等の文化的価値や指定後の経年変化を確認し、周辺環境も含め、定期的に観察することが重要です。詳細や専門的知識が必要な症状等は、樹木医等にゆだねる必要がありますが、所有者等として日常の維持管理を通じて、取り組んでいただきたい事項を記載しましたので、参考にしてください。

#### (1) 文化財的価値等の確認

○指定木の指定理由には、植物の種の生長限界や分布の限界など学術的な価値に留まらず、地域や集落のシンボルであったり、神木として信仰の対象とされていたりする場合があります。

○指定対象(樹叢の場合、指定範囲)を確認しておきましょう。単独の樹木が指定されているのか、いくつか樹木がまとまって指定されているのか、指定範囲はどこまでか、などです。ご不明の場合は、天然記念物が所在する市町村の文化財所管課(以下、「市町村文化財所管課」)や県文化財所管課で確認できますので、お問い合わせください。

## (2) 経年変化の把握

樹木は、年々変化しています。指定時の資料(樹木等や周辺環境の写真等)、その後の補修記録(補修部位、素材、方法、補修範囲、経費等)、樹木等の調査記録(山梨県が発行した報告書等)、標本類を収集・保管しておきましょう。

これらの資料に基づき、指定時の状況、損傷した際の状況などについて、時系列的に情報を整理して、現状との比較ができるようになります。

なお、過去の資料や記録は市町村文化財所管課や県文化財所管課で書類の保存年数の範囲内で保管していますので、確認を希望される場合はお問い合わせください。

## (3) 観察と記録

天然記念物の樹木等は巨樹や老木が多く、指定以降に樹勢が衰えていたり、菌類や昆虫等によって被害を受けている場合があります。

普段から、樹木等の観察を行っておくことが重要です。また、メモだけでなく写真等で記録しておきましょう。

次のア～エの項目を参考に観察を行い、その結果、樹木等の状況に問題がある場合は、市町村文化財所管課へ連絡し、必要な処置や手続きについて助言を受けてください。

### ア 樹勢・樹形

樹木の元気さの度合いです。枝の張り具合、枝の枯損、葉の密度の大きさ、色、樹木の外形から判断することができます。

〈チェックポイント〉

- ☐ 葉の色が全体的に緑色で元気にみえるか。
- ☐ 葉がまばらになっていないか。
- ☐ 葉に穴・変色・白い粉などの異常がないか。
- ☐ 枝が折れていないか、ぶら下がっていないか。



【写真】枝が折れかかっている木

## イ 健康状態

菌類や昆虫等が原因で、樹木が侵されている場合があります。樹木を腐らせる菌である「木材腐朽菌」が、枯れ枝や樹皮の剥がれ、虫の開けた穴、剪定跡等から侵入し、内部を腐朽させることがあります。幹・枝・葉などの外観の変化は、樹木が病気であるかどうかを判断する目安になります。

### 〈チェックポイント〉

- 葉、枝、幹に穴が空いてないか。アリが巣を作っていないか。幹の根元に、ひこばえ(孫生え)が生えていないか。  
※ひこばえ・・・樹木の切り株や根元から生えてくる若芽のこと。
- 幹の根元に大量のフラス(木くずと虫の排せつ物が混ざった粉状のもの)が堆積していないか。
- 幹に腐朽が認められないか。
- 樹幹や枝等にキノコ、コケ、蔓が生えていないか。  
※キノコの種類によっては、その発生部位が枯損しているか、樹木本体が腐朽していることがある。なお、コケや地衣類が生えていても必ずしも病気とは限らない。
- 幹や枝に樹液が出ていないか。



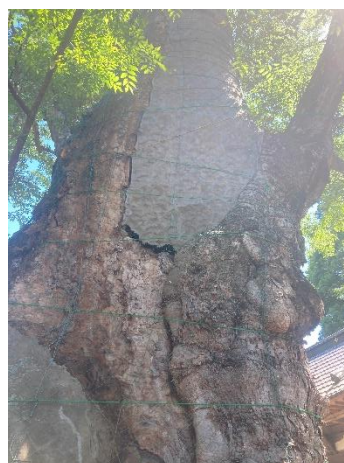
【写真】 上段：穴が空き大量のフラスが堆積  
下段：木に生えたキノコ

## ウ 補修状況

樹木を保持するためのワイヤー、添え木等の状態、過去の補修状況(樹幹や枝など)を確認しておきましょう。

### 〈チェックポイント〉

- ☐ ワイヤーが適切な張り具合を維持しているか。
- ☐ ワイヤーの錆び・劣化はないか。
- ☐ 支柱やワイヤーが樹幹に食い込んでいないか(幹や枝を傷つけていないか)。
- ☐ 支柱が正しい位置にあり正常に機能しているか。
- ☐ 支柱や補修材料が劣化していないか。傾いていないか。



【写真】 上段：支柱による補修

下段：支柱とウレタン（補修材料）による補修

## エ 周辺環境

樹木の健康状態の悪化の原因として、菌類や昆虫などが挙げられますが、周辺環境が間接的な原因となっている場合もあります。また、倒木による被害防止の観点からも周辺環境を観察しましょう。状況によっては剪定等の管理が必要になる場合があります。

### 〈チェックポイント〉

- ☐ 樹木の日当たりはどうか。周辺の樹木に光を遮られていないか。
- ☐ 樹木の風の通りはどうか。周辺の樹木に遮られていないか。
- ☐ 根元に水たまり・浸水跡はないか。
- ☐ 車両や人の通行による根元の踏みつけはないか。
- ☐ 雨どいや排水口からの水が根元に集中していないか。
- ☐ 樹木の保護柵や標識等が損傷していないか。
- ☐ 道路からの樹木に至るまでの見学ルートが安全に整備されているか。
- ☐ 枝が建物・電線などに接触していないか。



【写真】左：道路沿いに生える樹木



右：建物近くに生える樹木

## (4) 観察結果に基づく対応

樹木等の観察により異常が認められた場合、まずは、市町村文化財所管課に相談してください。その後、市町村文化財保護審議会及び県文化財保護審議会、その他専門家等から助言を受け、適切な処置を行います。特に倒木等により被害が発生するおそれがある場合には、迅速な報告・相談が必要です。

なお、観察結果を踏まえ、樹木等の詳細な状況を確認するには、樹木の医者である専門機関の「樹木医」の診断を受けることをお勧めします。市町村文化財保護審

議会及び県文化財保護審議会には、委員として「樹木医」が在籍している場合があります。診断を受けることができるのか、まずは市町村文化財所管課へ相談してください。

#### (5)自然災害等への備え

近年、地球温暖化が原因と考えられる異常気象による自然災害が多くみられています。大雨や強風による枝の折損被害は、事前対策によって防ぐことが一定程度可能です。気象情報を収集し、過去の災害経験や日頃の点検によって把握している影響を受けそうな箇所について、あらかじめ剪定等の対策を講じるよう心がけてください。

また、天然記念物は、火災予防のための消火設備等の設置は義務づけられていませんが、樹木等の周辺に引火物を置かない、樹木の枝が電線に架からないようにするなど、火災対策を講じておきましょう。

#### (6)継承に向けた活用

平成30年6月の文化財保護法改正により、文化財を積極的に活用しながら次世代に継承していくことが重視されるようになりました。天然記念物に指定された樹木等については、可能な範囲で見学のための環境整備を行うとともに、その特徴を生かした活用(見学会、散策会)を地域の学校、博物館、環境保護団体、観光協会等と連携して実施することをご検討ください。

また、天然記念物の所有者は、管理に必要な標識や説明板などを周囲の見やすい場所に設置することになっています。

#### (参考3)山梨県文化財保護条例

##### (標識等の設置)

第三十三条 県指定史跡名勝天然記念物の所有者は、規則の定める基準により県指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置するものとする。

## 4. 緊急時の対応

### (1) 安全確保

自然災害等が発生した際は、人命を最優先に行動してください。見学者等がいる場合は、安全な場所へ誘導してください。また、倒木や大きな落枝などが生じ、危険を生じさせている場合は、速やかに危険を除去する措置(事前連絡不要)を行うとともに、道路管理者等に連絡するなど、状況に応じた対応をお願いします。

### (2) 被災状況の把握

安全が確認できた後、天然記念物の被災状況を確認し、樹木等が被災している場合は市町村文化財所管課に連絡するとともに、被災箇所の写真撮影等により状況を記録してください。

### (3) 被災状況の報告書

天然記念物が被災した場合、市町村文化財所管課へ連絡し、分かる範囲で被災状況を報告してください。大規模な災害の際は、市町村文化財所管課又は県文化財所管課と連絡が取れない場合が想定されます。その際は、「独立行政法人 国立文化財機構 文化財防災センター」へ連絡のうえ、被災状況について報告してください。報告した情報は県文化財所管課に共有され、別途、市町村文化財所管課又県文化財所管課から文化財所有者等宛てに連絡を行い、対応等について指導・助言を行います。

その後、市町村の指導に従って文化財保護法や県文化財保護条例等で定められている「滅失等届」等を提出してください。

### (4) 復旧計画の策定・実施

市町村文化財所管課や県文化財所管課等の指導・助言を受けて、被災した樹木等復旧のための計画策定を行ってください。復旧が見込めないと思える状況でも復旧可能な例もありますので、緊急的に除去しなければ明らかに危険な場合を除き、可能な限り市町村文化財所管課に連絡ください。特に単木として指定されている樹木の被災は、文化財の滅失に関わることから、迅速な対応が必要になります。なお、樹木等のき損状況の事例と、復旧の基本的な考え方については、次のア～ウを参考にしてください。

## ア 倒伏

横倒しになった樹木は、基本的には除去しますが、樹木に残された根量が多く、復旧が見込める状態の場合は、起こして仮支柱で固定し、経過を観察しながら樹勢の回復を図ることも考えられます。



【国指定天然記念物 上沢寺のオハツキイチョウ】  
平成30(2018)年、台風の影響により倒伏



樹幹の2カ所を木組み台で支え、切り口に薬剤を塗布するなど、樹勢回復を行った。

## イ 落枝

落ちた枝は速やかに除去してください。また、落枝が発生した樹木については、枯れ枝、腐朽した枝、ぶら下がり枝(かかり枝)等、今後落枝となる可能性のある枝がないか点検を行ってください。

## ウ 支柱やワイヤーの損傷等

支柱等が損傷し、緩みを起こしたりすると、樹木に対する支持力を失い、支柱自体の倒伏や樹体に傷をつける恐れもあるので、必要であれば補修や交換を行ってください。

## 5. 補助金の活用

天然記念物の樹木等に関する管理(剪定、伐採等)、修理(支柱補修等)、診断・調査(樹木診断等)、環境整備(標識等の設置、見学路の整備等)、ナラ枯れ対策などは、文化財指定区分(国指定・県指定)に従い、各種補助金の交付対象となります。希望される場合は、市町村文化財所管課に相談してください。  
※なお、予算や実施時期によってはすぐに交付できない場合もあります。

## 6. 各種届出の手続きについて(現状変更・滅失等)

### (1)現状変更

天然記念物の樹木等に対して、作為的・物理的に変更を加える行為(例:樹木剪定、一部伐採、土壌改良等)を行う場合(以下、「現状変更」という。)は、文化財の指定区分に応じて、事前に許可等を受ける必要があります。現状変更等を予定している場合、まずは市町村文化財所管課に相談のうえ、表1を参考に、指定区分に従い、市町村文化財所管課へ申請を提出してください。

なお、維持の措置又は非常災害のために必要な応急処置などについては、現状変更等の許可申請を要しない場合もあります。これらの考え方については参考5と参考6にまとめましたので参考にしてください。また、場所によっては、文化財保護法、県文化財保護条例以外の法令の規制を受ける場合もありますので、現状変更にあたっては土地に関する規制状況を確認し、当該法令を所管する部署にも相談する必要があります。

(表1)現状変更等の手続きに関する一覧表

| 区分                     | 現状変更等の許可申請                                                | 現状変更等の終了の届出                   |
|------------------------|-----------------------------------------------------------|-------------------------------|
| 山 梨 県 指 定<br>天 然 記 念 物 | 文化財現状変更許可申請書を現状変更しようとする日の二十日前までに県知事に提出のうえ、県知事の許可を受けてください。 | 現状変更等が終了後、速やかに終了報告書の提出してください。 |
| 国 指 定<br>天 然 記 念 物     | 現状変更許可申請書を提出のうえ、文化庁長官の許可を受けてください。                         | 現状変更等が終了後、速やかに終了報告書の提出してください。 |
| 国 登 録<br>記 念 物         | 現状変更許可申請書を現状変更しようとする日の二十日前までに提出のうえ、文化庁長官の許可を受けてください。      | 現状変更等が終了後、速やかに終了報告書の提出してください。 |

(参考5)山梨県文化財保護条例

第三十五条 県指定史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、知事の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、規則で定める。

(参考6)山梨県文化財保護条例の施行等に関する規則

第十二条 2 条例第三十五条第二項に規定する維持の措置の範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するとき。

二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

## (2)滅失及び復旧等

天然記念物の樹木等が滅失、き損等した場合及び被害に伴う復旧等を行う場合は、次の表2の区分に従い、該当する各種届出様式に必要事項を記載のうえ、市町村文化財所管課に提出してください。また、修理等終了後は、各種終了届に必要事項を記載のうえ、市町村文化財所管課に提出してください。

(表2)滅失及び復旧等の手続きに関する一覧

| 区分                     | 滅失、き損、亡失、盗難<br>の届出                         | 修理(復旧)の届出                                   |                               |
|------------------------|--------------------------------------------|---------------------------------------------|-------------------------------|
|                        |                                            | 事前の届出                                       | 終了の届出                         |
| 山 梨 県 指 定<br>天 然 記 念 物 | 文化財滅失(き損・亡失・盗難)届を提出してください。                 | 文化財修理届に仕様書及び修理しようとする箇所の写真又は見取図を添えて提出してください。 | 修理終了後、速やかに終了報告書の提出してください。     |
| 国 指 定<br>天 然 記 念 物     | 事実を知った日から10日以内に「史跡名勝天然記念物滅失等届出書」を提出してください。 | 復旧の30日前までに「復旧届出書」を提出してください。                 | 復旧終了後、遅滞なく「復旧終了報告書」を提出してください。 |
| 国 登 録<br>記 念 物         | 事実を知った日から10日以内に「登録記念物滅失等届出書」を提出してください。     | 非常災害後に復旧工事として行うものは、届出の必要はありません。             |                               |

## (参考7)山梨県文化財保護条例

第八条 県指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者(管理責任者がある場合は、その者)は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

第三十六条 第六条から第八条まで、第十条から第十三条まで、第十五条、第十八条及び第十九条の規定は、県指定史跡名勝天然記念物について準用する。

## 7. ナラ枯れについて

「ナラ枯れ」とは、カシノナガキクイムシ(略称:カシナガ)という昆虫が運ぶナラ菌(病原菌)により樹木が枯死する樹木の伝染病です。山梨県では、令和元年10月に初めて、峡南地域、富士・東部地域で被害が確認されました。健全なブナ科の樹木を集団的に枯損させることから、天然記念物の樹木等の保全における課題となっています。これらのことから、ナラ枯れの概要、被害木の確認方法や対策等について、山梨県ホームページや林野庁ホームページ等を基にまとめましたので参考にしてください。

### (1)ナラ枯れ発生のメカニズム

樹体内にカシナガが穿入(6月～7月頃)した際に持ち込まれるナラ菌がまん延(8月頃)することで、道管が目詰まりし、水を吸い上げることができなくなることで葉が変色し枯れ始め、変色から約1～2週で枯死します。

また孔道内で翌年羽化したカシナガの新成虫は、ナラ菌を体に付けて脱出し、新たな健全木に穿入することで、被害が拡大していきます。

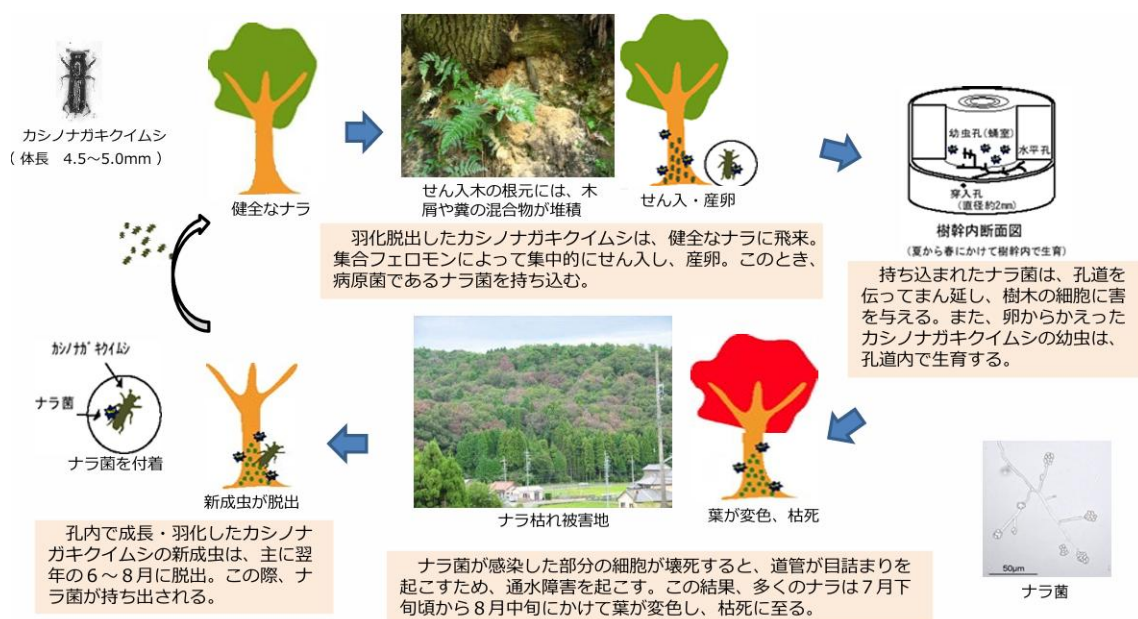


カシノナガキクイムシ(左:オス、右:メス)

(体長 4.5～5.0 ミリメートル)

【写真:林野庁ホームページより引用】

(図1)ナラ枯れの発生メカニズム【林野庁ホームページより引用】



## (2)被害木の確認

次のチェック・ポイントを参考に観察を行い、ナラ枯れを確認した場合は市町村文化財所管課へ連絡をし、必要な手続きや処置について助言を受けてください。

### 〈チェック・ポイント〉

- 紅葉の時期ではないのに、真夏～晩夏に急に葉が萎れ、茶色や赤茶色に枯れていないか。
- 幹(特に根本)にカシナガが穿入した直径2mm程の孔がたくさんあいていないか。
- 穿入孔から大量のフラス(木屑等の粉状のもの)が出て、根本に堆積していないか。
- 指定地外周辺の樹木で、ナラ枯れが確認されていないか。

茶色に枯れた葉



穿入孔



根元に堆積したフラス



【写真:山梨県ホームページ「ナラ枯れ被害について」より引用】

## (3)対策の実施

ナラ枯れ被害が確認された場合は、市町村文化財所管課や県文化財所管課等の指導・助言を受けて、ナラ枯れ防除のため計画を策定し、対策を行ってください。

また、市町村の森林部局や県の森林部局(山梨県森林環境部森林整備課)では、ナラ枯れ対策に関する技術的指導や各種助成制度(補助金等)が定められている場合がありますので、併せて相談してください。

## ア 対策の手法

### ○予防

#### ① 薬剤樹幹注入

未被害木に薬剤を注入し、カシナガの穿入によるナラ菌の繁殖を抑止し、枯損を予防する。

#### ② 資材被覆

健全木の樹幹をビニールシート・ウレタンマット・メッシュの細かい金網・粘着シートで覆い、カシナガの穿入を阻止する。粘着シートは粘着部を外側にして巻き付け、カシナガを捕獲して穿入を阻止する。

#### ③ 薬剤の樹幹への散布

健全木の樹幹にカシナガ発生前に殺虫剤を散布する。さらにその20～30日後に2回目散布を行う。



【写真・図：林野庁ホームページより引用】

## イ 駆除

発見した被害木は、翌春の成虫の初発予想日(被害発生翌年の5月末から6月末)までに、伐倒くん蒸、立木くん蒸、粘着シート設置に加え、破碎、割材、炭化、焼却等により処理を行うことを基本としている。

#### ① 伐倒くん蒸

被害木を伐採、玉切り、集積、抜根とともに全体をシートで被覆密閉して、薬剤でくん蒸処理し、林内のカシナガを殺虫する。

#### ② 立木くん蒸

被害木を伐倒せず、立木のまま樹幹にドリルで注入孔を開けて薬剤を注入し、材内のカシナガとナラ菌を殺虫する。

### ③ 粘着シート設置

粘着シートの粘着面を被害木の樹幹に向けて貼り付け、内部の虫が羽化脱出する際に捕殺する。

### ④ 伐倒・破砕

被害木を破砕処理(チップ化)し、幼虫を物理的に殺虫する。



【写真：山梨県ホームページより引用】

### (4)補助金の活用

ナラ枯れ被害の対策にあたっては、「5 補助金の活用(p11参照)」で記載したとおり、文化財指定区分(国・県など)に従い、各種補助金の交付対象となります。希望される場合は、市町村文化財所管課に相談してください。

### (5)その他森林病虫害

近年被害が拡大しているナラ枯れの他にも樹木等を枯損させる森林病虫害は存在します。これらの情報については、林野庁ホームページ等に掲載されておりますので、最新情報等を確認のうえ、森林病虫害による被害を発見した場合は、市町村文化財所管課へ連絡をし、必要な手続きや助言を受けてください。

### (参考8)森林病虫害に関する情報提供機関一覧

林野庁ホームページ「病虫害や動物被害から森林を守る！」  
URL:<https://www.rinya.maff.go.jp/j/hogo/higai/>

## 8. クビアカツヤカミキリについて

「クビアカツヤカミキリ」は、幼虫がサクラやウメ、モモ、スモモなどの樹木の中に入り込み、木の内部を食い荒らしてしまう特定外来生物です。山梨県では令和8年7月に発見されています。被害を広げないためには早期に発見、駆除することが重要です。



### (1) クビアカツヤカミキリを発見した場合

- ・ 探す手がかりは、成虫またはフラス(木屑等の粉状のもの)です。
- ・ 発見した場所の市町村または県林務環境事務所までご連絡ください。
- ・ クビアカツヤカミキリは、外来生物法で生きたまま持ち運ぶことは禁止されています。
- ・ 成虫を発見したら殺虫剤、踏み潰すなどして駆除をお願いいたします。
- ・ クビアカツヤカミキリの成虫・フラスと疑わしいものを発見した場合、可能な範囲で写真を撮るなどして情報提供をお願いいたします。

### (2) 駆除方法

- ① 活動中の成虫を見つけ、捕殺
- ② 薬剤散布 活動中または産卵に来た成虫を駆除
- ③ ネット巻き(5月~8月)羽化して樹木から出てきた成虫を捕殺
- ④ 薬剤処理(4月~9月)フラスが出てくる穴に薬剤を注入して幼虫を駆除
- ⑤ 伐倒処分(11月~3月)幼虫が休眠している時期に樹木ごと処分

#### 発見時連絡先

中北林務環境事務所

0551-23-3087

峡東林務環境事務所

0553-20-2720

峡南林務環境事務所

055-240-4140

富士・東部林務環境事務所

0554-45-7810

※発見した場所の市町村又は上記県林務環境事務所(環境・エネルギー課)までご連絡ください。

※詳細は、山梨県ホームページ「クビアカツヤカミキリ(特定外来生物)について」をご覧ください。

<https://www.pref.yamanashi.jp/shizen/gairaiseibutu/kubiakatsuyakamikiri.html>

## 日頃の取組 自主点検リスト

- このリストは、本マニュアル「日頃の取組」に記載の観察リストです。
- 問題ないと思われる項目については、チェック欄に✓をつけ、問題がると考えられる項目があれば、まずは天然記念物の所在する市町村の文化財所管課にご相談ください。

天然記念物名

観 察 日

担当者氏名

年 月 日

| 観察         | No. | 項目                                                                       | チェック欄 | メモ欄 |
|------------|-----|--------------------------------------------------------------------------|-------|-----|
| 樹勢・樹形      | 1   | 葉の色が全体的に緑色で元気にみえるか                                                       |       |     |
|            | 2   | 葉がまばらになっていないか                                                            |       |     |
|            | 3   | 葉に穴・変色・白い粉などの異常がないか                                                      |       |     |
|            | 4   | 枝が折れていないか、ぶら下がっていないか                                                     |       |     |
| 健康状態       | 5   | 葉、枝、幹に穴が空いていないか。アリが巣を作っていないか。幹の根元に、ひこばえ(孫生え)が生えていないか。                    |       |     |
|            | 6   | 幹の根元に大量のフラス(木くず等の粉状のもの)が堆積していないか                                         |       |     |
|            | 7   | 樹幹や枝等にキノコ、コケ、蔓等が着生していないか                                                 |       |     |
|            | 8   | 樹に腐朽はないか                                                                 |       |     |
|            | 9   | 幹や枝に樹液が出ていないか                                                            |       |     |
| 補修状況       | 10  | ワイヤーがピンと張っているか(たるんでいないか)                                                 |       |     |
|            | 11  | ワイヤーの錆び・劣化はないか                                                           |       |     |
|            | 12  | 支柱やワイヤーが樹幹に食い込んでいないか(幹や枝を傷つけていないか)                                       |       |     |
|            | 13  | 支柱がまっすぐ立っているか                                                            |       |     |
|            | 14  | 支柱や補修材料が劣化していないか。傾いていないか                                                 |       |     |
|            | 15  | 支柱やワイヤーが通行人・車両の邪魔になっていないか                                                |       |     |
| 周辺環境       | 16  | 樹木の日当たりはどうか。周辺の樹木に光を遮られていないか                                             |       |     |
|            | 17  | 樹木の風の通りはどうか。周辺の樹木に遮られていないか                                               |       |     |
|            | 18  | 根元に水たまり・浸水跡はないか                                                          |       |     |
|            | 19  | 車両や人の通行による根元の踏みつけはないか                                                    |       |     |
|            | 20  | 雨どいや排水口からの水が根元に集中していないか                                                  |       |     |
|            | 21  | 樹木の保護柵や標識等が損傷していないか                                                      |       |     |
|            | 22  | 道路からの樹木に至るまでの見学ルートが安全に整備されているか                                           |       |     |
|            | 23  | 枝が歩道・道路・建物・電線などに接触していないか                                                 |       |     |
| ナラ枯れ       | 24  | ナラ、カシ、シイが、真夏～晩夏に急に葉が萎れ、茶色や赤茶色に枯れていないか                                    |       |     |
|            | 25  | 幹(特に2m以下)にカシナガが穿入した直径2mm程の孔がたくさん開き、そこから細かいフラス(木屑等粉状のもの)が大量に出て、根元に堆積してないか |       |     |
| カミキリクビアカツヤ | 26  | 胸(前胸背板)が赤く、他の部分は黒い、大きさ2.5～4cm程のカミキリムシはいないか                               |       |     |
|            | 27  | バラ科樹木の樹幹に穴があり、そこからひも状に繋がったフラスが出ていないか                                     |       |     |

## 関係機関の連絡先について

### (1)市町村文化財所管課

|    | 市町村名   | 担当課         | 住所                                              | 連絡先          |
|----|--------|-------------|-------------------------------------------------|--------------|
| 1  | 甲府市    | 歴史文化財課文化財係  | 〒400-8585<br>山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号                  | 055-223-7324 |
| 2  | 富士吉田市  | 歴史文化課       | 〒403-0032<br>山梨県富士吉田市上吉田東7-27-1                 | 0555-24-2411 |
| 3  | 都留市    | 生涯学習課文化振興担当 | 〒402-0053<br>山梨県都留市上谷1-5-1                      | 0554-45-8008 |
| 4  | 山梨市    | 生涯学習課・文化財担当 | 〒405-8501<br>山梨県山梨市小原西843                       | 0553-22-1111 |
| 5  | 大月市    | 社会教育課       | 〒409-0614<br>山梨県大月市猿橋町猿橋313番地2                  | 0554-23-1511 |
| 6  | 韮崎市    | 教育課         | 〒407-8501<br>山梨県韮崎市水神1-3-1                      | 0551-22-1111 |
| 7  | 南アルプス市 | 文化財課文化財担当   | 〒400-0492 山梨県南アルプス市鮎沢1212                       | 055-282-7269 |
| 8  | 北杜市    | 教育部学術課      | 〒408-0204<br>山梨県北杜市明野町上手8310<br>(北杜市埋蔵文化財センター内) | 0551-42-1375 |
| 9  | 甲斐市    | 生涯学習文化課文化財係 | 〒400-0192<br>山梨県甲斐市篠原2610番地                     | 055-278-1697 |
| 10 | 笛吹市    | 文化財課        | 〒406-0015<br>山梨県笛吹市石和町市部777                     | 055-261-3342 |
| 11 | 上野原市   | 社会教育課社会教育担当 | 〒409-0192<br>山梨県上野原市上野原3832                     | 0554-62-3409 |
| 12 | 甲州市    | 生涯学習課・文化財担当 | 〒404-8501 甲州市塩山上於曾1085番地1                       | 0553-32-5076 |
| 13 | 中央市    | 生涯教育課       | 〒409-3892<br>中央市臼井阿原301-1                       | 055-274-8522 |
| 14 | 市川三郷町  | 生涯学習課 生涯学習係 | 〒409-3601<br>山梨県西八代郡市川三郷町市川大門1790-3             | 055-272-6094 |
| 15 | 早川町    | 教育課         | 〒409-2713<br>山梨県南巨摩郡早川町保509番地                   | 0556-45-2547 |

|    |        |                 |                                                           |              |
|----|--------|-----------------|-----------------------------------------------------------|--------------|
| 16 | 身延町    | 生涯学習課・文化振興担当    | 〒409-2947<br>山梨県南巨摩郡身延町上之平 1787 番<br>地先<br>甲斐黄金村・湯之奥金山博物館 | 0556-36-0015 |
| 17 | 南部町    | 生涯学習課           | 〒409-2398<br>山梨県南巨摩郡南部町内船 4473-1                          | 0556-64-3115 |
| 18 | 富士川町   | 生涯学習課社会教育担当     | 〒400-0592<br>山梨県南巨摩郡富士川町天神中條<br>1134                      | 0556-22-7200 |
| 19 | 昭和町    | 生涯学習課           | 〒409-3880 山梨県中巨摩郡昭和町<br>押越665-2                           | 055-275-8641 |
| 20 | 道志村    | 教育委員会           | 〒402-0200<br>南都留郡道志村 8990-1                               | 0554-52-1020 |
| 21 | 西桂町    | 社会教育係           | 〒403-0021<br>山梨県南都留郡西桂町下暮地 937-4                          | 0555-25-2941 |
| 22 | 忍野村    | 教育担当            | 〒401-0592<br>山梨県南都留郡忍野村忍草 1514                            | 0555-84-2042 |
| 23 | 山中湖村   | 文学の森振興係、文化生涯学習係 | 〒401-0595<br>山梨県南都留郡山中湖村山中 237-1                          | 0555-62-3813 |
| 24 | 鳴沢村    | 教育課社会教育係        | 〒401-0398<br>山梨県南都留郡鳴沢村1575                               | 0555-85-2606 |
| 25 | 富士河口湖町 | 生涯学習課文化財係       | 〒401-0392<br>山梨県南都留郡富士河口湖町船津<br>1700                      | 0555-72-6053 |
| 26 | 小菅村    | 教育委員会           | 〒409-0211<br>山梨県北都留郡小菅村 4698 番地                           | 0428-87-0111 |
| 27 | 丹波山村   | 教育委員会           | 〒409-0300<br>山梨県北都留郡丹波山村 2450                             | 0428-88-0211 |

## (2)県関係各課

|   | 担当課                     | 住所                           | 連絡先          |
|---|-------------------------|------------------------------|--------------|
| 1 | 観光文化・スポーツ部<br>文化振興・文化財課 | 〒400-8501<br>山梨県甲府市丸の内一丁目6-1 | 055-223-1792 |
| 2 | 森林環境部 森林整備課             | //                           | 055-223-1646 |

### (3)緊急時(災害発生等)における連絡先

市町村文化財所管課及び県文化財所管課に電話がつかない場合は、「独立行政法人 国立文化財機構 文化財防災センター」に連絡のうえ、被災状況について報告してください。(報告した情報は県文化財所管課に共有され、別途、市町村文化財所管課又は県文化財所管課から文化財所有者宛てに連絡を行い、対応等について指導・助言を行います。)

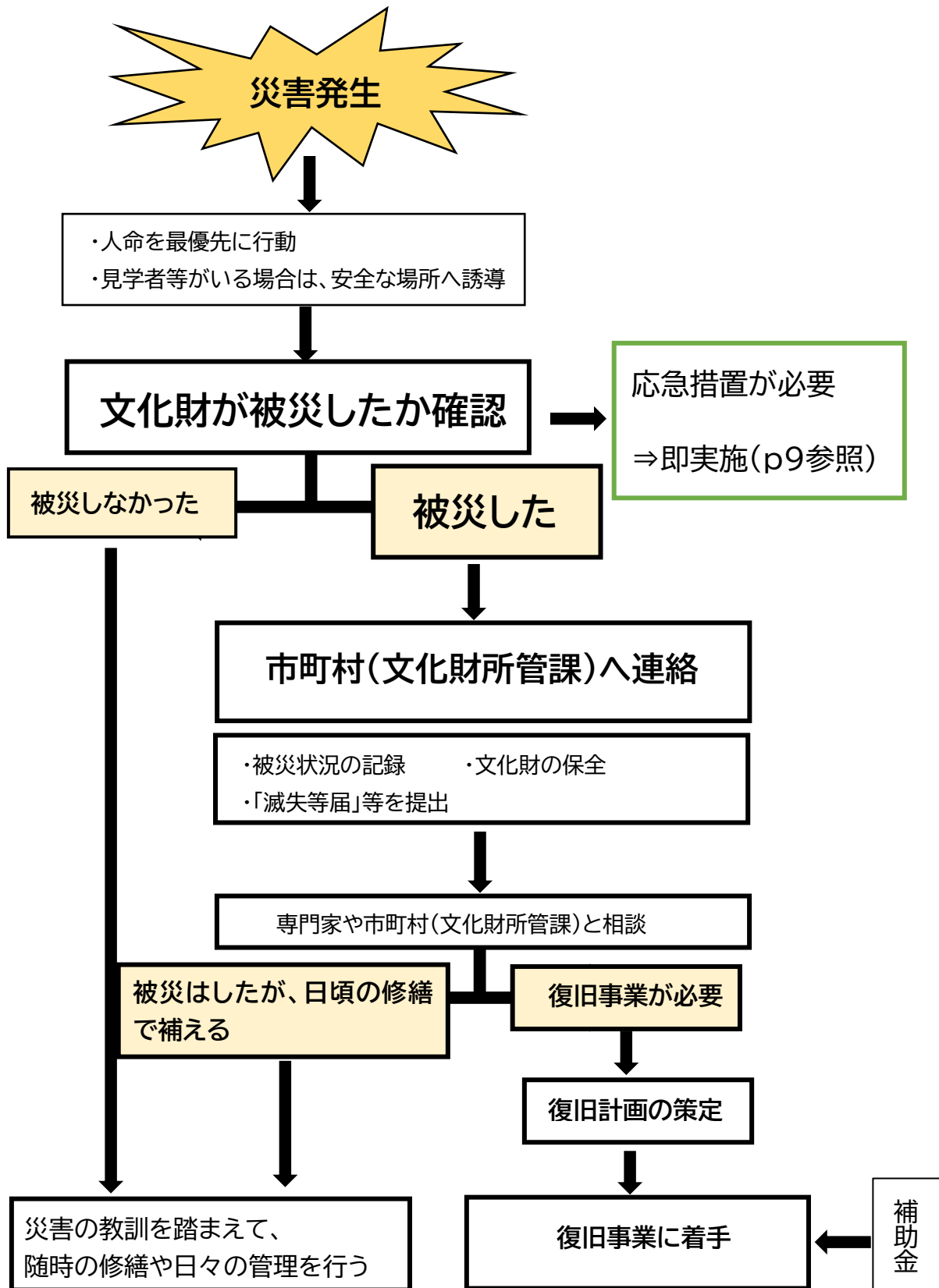
○ 独立行政法人 国立文化財機構 文化財防災センター

【電話番号】0742-31-9056

【メールアドレス】[info\\_bosai@nich.go.jp](mailto:info_bosai@nich.go.jp)

※被災天然記念物名、被災日時、被災状況(分かる範囲で可)等を報告してください。

(参考)災害発生から復旧までのイメージ図



※この図は、災害が発生してから復旧までのおおまかな流れをイメージいただくために作成したものです。実際に災害が発生した場合は、状況に必要な対応をしてください。

第 12 号様式(第 11 条関係)

年 月 日

山 梨 県 知 事

申 請 者  
住 所  
氏 名 印

文化財現状変更許可申請書

下記のとおり現状変更を申請しますので許可願います。

記

- 1 文化財の名称及び員数
- 2 指定書の記号番号及び指定年月日
- 3 文化財の所在地
- 4 所有者の氏名(名称)及び住所
- 5 現状変更の理由
- 6 現状変更の実施内容及び実施方法
- 7 施行の予定期間
- 8 施行予定者の氏名及び住所
- 9 添付書類  
設計仕様書及び設計図  
写真又は見取図  
承諾書(申請者が所有者又は管理責任者以外の者の場合)
- 10 その他参考となる事項

第10号様式(第9条関係)

年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

所 有 者(管理責任者)

住 所

氏 名(名称)

印

文化財滅失(き損・亡失・盗難)届

下記のとおり滅失し(き損し・亡失し・盗み取られ)ましたのでお届けします。

記

- 1 文化財の名称及び員数
- 2 指定書の記号番号及び指定年月日
- 3 文化財の所在地
- 4 滅失(き損・亡失・盗難)の日時及び住所
- 5 滅失(き損・亡失・盗難)の事実を知った日
- 6 滅失(き損・亡失・盗難)の原因及び現状
- 7 事実を知った後の処置
- 8 その他参考となる事項

(注) き損の場合は、き損状況を示す写真を添付すること。

## 参考・引用文献

- 神奈川県教育委員会「神奈川県天然記念物管理マニュアル(樹木・樹叢)」令和4年3月
- 静岡県文化財保存協会「天然記念物(樹木)を診る」平成25年3月
- 三重県教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課「三重県天然記念物緊急対策マニュアル(市町教育委員会向け)」
- 神奈川県教育委員会教育局 生涯学習部文化遺産課「神奈川県文化財防災対策マニュアル」平成30年4月
- 国土交通省「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針(案)」平成29年9月
- 川崎市「樹木を管理している市民の皆様へ」平成26年5月
- 神奈川県環境農政局 緑政部水源環境保全課「神奈川県ナラ枯れ被害対策ガイドライン」令和3年5月
- 林野庁「ナラ枯れ被害対策について」令和3年1月
- 独立行政法人森林総合研究所関西支所「ナラ枯れの被害をどう減らすか一里山林を守るために一」平成24年2月

山梨県天然記念物保護管理マニュアル(樹木・樹叢)

発行日 令和8年8月

発 行 甲府丸の内一丁目6-1

編 集 山梨県観光文化・スポーツ部 文化振興・文化財課